

令和2年度

移住定住促進

・まちづくり事業

をお知らせします



まちづくり協働隊では公用車貸出事業を活用して墓地清掃を行っています

秩父別町では、人口減少対策、移住・定住、まちづくりを促進するため各種事業を実施しています。
その事業の詳細と予算額についてお知らせします。

結婚祝金交付事業（企画課） 予算額 100万円

町内在住の方が結婚したときに『結婚祝金』を交付します。交付を受けようとする方は、婚姻の届出日から3ヶ月以内に必要書類を添えて申請してください。

支給対象者

- ・婚姻の届出前に夫婦のいずれか一方が、町内に住所を有すること
- ・婚姻届出日現在に、夫婦の合計年齢が80歳未満であること
- ・結婚祝金申請前に夫婦共に町内に住所を有すること
- ・夫婦共に、交付決定の日から継続して1年以上町内に住所を有することなど

祝金の額

- ・夫婦1組に対して20万円

出産祝金交付事業（住民課） 予算額 230万円

子どもを産み育てやすい環境をつくり、定住促進を図ることを目的として、出産後1年を経過したお子さんを対象に祝金を交付します。

支給対象者

- 平成31年4月1日以降に出生し、1年を経過し、下記のいずれにも該当する方が対象です。
- ・町内に住所を有すること
 - ・出生日以前から町内に住所を有し、出生児を扶養している世帯の父又は母であること

祝金の額

- ・第1子の場合 10万円（内3万円商品券）
- ・第2子の場合 20万円（内5万円商品券）
- ・第3子以降 30万円（内10万円商品券）



新築住宅取得補助金交付事業 (企画課) 予算額 600 万円

秩父別町に定住することを目的として、住宅を新築した方に新築住宅取得補助金を交付します。

補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 65㎡以上の住宅を新築した方 ※住宅の新築を検討されている方は事前にご相談ください。 ・ 事業計画認定を受けてから6ヶ月以内に住宅建設工事を完了された方 ・ 新築住宅取得から3ヶ月以内に住民票を異動された方 ・ 補助金の交付決定の日から（秩父別町に住所を有し、認定住宅に）継続して5年以上定住する方など
補助金額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 100万円 ・ 新婚世帯又は子育て世帯（養育1人）の場合は50万円上乗せ ・ 子育て世帯（養育2人）の場合は100万円上乗せ ・ 子育て世帯（養育3人以上）の場合は150万円上乗せ

住宅用地取得補助金交付事業 (企画課) 予算額 300 万円

秩父別町に定住することを目的として、住宅を新築または中古住宅を取得し、土地を購入した方に住宅用地取得補助金を交付します。

補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 100㎡以上の土地を購入し、65㎡以上の住宅の新築 ※用地取得前にご相談ください。 または中古住宅を取得した方 ※新築または中古住宅の改修を伴う場合は事業認定の日から6ヶ月以内に工事を完了された方 ・ 土地取得の日から1年以内に事業認定を受けた方 ・ 2親等以内の親族から購入した土地でないこと ・ 補助金の交付決定の日から継続して5年以上秩父別町に定住する方など
補助金額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅用地購入価格の3分の2（上限100万円） ・ 市街地区にあっては、1㎡あたり5,000円を上限とし、それ以外は1㎡あたり300円を上限とします。

ふるさと回帰同窓会開催補助金 (企画課) 予算額 45 万円

町内で開催される同窓会に要する経費の一部を補助することで、ふるさと回帰のきっかけをつくり、移住・定住を促進しながら地域経済の活性化を図ります。

対象となる同窓会	<p>同じ学校を卒業した者同士が、当時を振り返るために集まるものであり、次のいずれにも該当する同窓会が補助対象です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 秩父別町内の料飲店で飲食を伴い開催されるものであること ・ 10名以上の参加で開催されるもので、うち町内居住者が1名及び町外居住者が5名以上であること
補助の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同窓会の中で、町の施策などを参加者に周知していただきます。
補助金額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同窓会に対する補助金の交付額は、参加者1人につき1,000円とし、合計30,000円を限度とします。なお、同じ同窓会への補助金の交付は年度内1回とします。

